

論 説

国際社会における「平和」と「人権」 — SDGs と人道的競争 —

創価大学法学部 教授 中山 雅 司

はじめに

創価大学法学部の中山雅司と申します。どうぞよろしくお願いたします。

私の方からは、「国際社会における「平和」と「人権」 — SDGs と人道的競争 —」とのテーマでお話をさせていただきます。最初に、私たちは今どのような世界に生きているのか、そして地球的課題における人権の位置づけについて触れたうえで、近代以降の国際社会において人権の概念がどのように生まれ、発展してきたのか、そして、いつ、なぜ国際問題となったのかについてお話ししたいと思います。その後、冷戦後の国際社会における深刻な人権・人道問題の発生の一方でみられる人権の主流化とそのなかでの「人間の安全保障」の登場と SDGs の意義について触れ、最後に創価教育の父、牧口常三郎先生が提唱された「人道的競争」の意義をふまえて、「平和と人権の文化」の時代を築くために何が求められているのかについて考えてみたいと思います。

このようなお話をする根底には、私のなかでこれまで変わらず問い続けてきた素朴な疑問があります。それは、なぜ世界は簡単に平和にならないのだろうかということです。もちろん、その前提として「平和」とは何かを明らかにする必要があります。その定義は国によって、また人によってさまざまでしょう。そうなれば、定義によって平和ともいえるし、平和でないともいえることになります。また、世界といっても平和な国や地域もあれば、そうでないところ

ろもあるでしょう。国は平和でもそのなかで暮らす人々は平和ではないこともあれば、その逆もあるでしょう。したがって、上記の問題提起自体が漠然とし過ぎていたといえるかもしれません。しかし、むしろ本日のお話の目的は、空間的、時間的に大きな視点でとらえるなかで、あらためて「平和」とは何か、「人権」とは何かを考えてみるところにありますので、ご容赦いただければと思います。

最初にこのエピソードから始めたいと思います。今から17年前の2003年3月19日、創価大学で卒業式が行われました。その開会前、卒業式に来賓として来学された国連のチョウドリ事務次長（当時）と本学創立者池田大作先生との会見が池田記念講堂でありました¹⁾。チョウドリ氏は、バングラデシュ出身の外交官で国連大使や国連事務次長まで務められ、1999年に国連で採択された「平和の文化に関する宣言および行動計画」²⁾をはじめ「平和の文化」の推進に尽力して来られた方です。チョウドリ氏は、その会見の席上、次のように述べられました。「池田博士が主張してこられたように、平和を欲するならば、平和の準備をせねばなりません。何より大切なのは、「平和の文化」を築くことです」と。それに対して創立者は、間髪入れず、「それこそ根本の平和の哲学です」と応じられました。実は、私もこの場に同席させていただいていましたので、このやりとりは鮮明に覚えています。2003年3月19日といえば、その翌日にイラク戦争が始まりましたので、まさに開戦前夜です。私は、明日、勃発するかもしれないイラク戦争についてきつと触れられるのではないかと思っていました。しかし、そのことにはまったく触れられませんでした。むしろ、混迷を深める世界のはるか先を見据えての語りでした。

古代ローマの格言に「平和のためには戦争の準備をせよ」という言葉があります。これは、平和のために戦争をするという逆説ともいえます。その戦争の結果、多くの人々が犠牲になってきました。また、戦争以外のさまざまな暴力に苦しめられてきました。その構造は今も続いています。この会見に接して深く感じたことがあります。それは、人類の未来をよりよいものとするためには、社会の基底にある文化、すなわち人間の生き方や思想を転換しなければならないということです。すなわち、「戦争と暴力の文化」から「平和と人権の

文化」に変えていかなければならないということです。その意味で、この対談でのやりとりに私は21世紀の歩むべき道筋と希望の光をみる思いがしました。

1. 私たちが生きている世界

私たちは今、どのような世界に生きているのでしょうか。今、人類は新型コロナウイルスという未曾有の脅威に襲われています。現在、世界で感染者は7000万人を超え、死者は160万人にのぼろうとしています³⁾。その一方で、国家間、とくに米中対立はより深刻化し、核兵器は拡散と増強の方向にあります。また、AI兵器、いわゆる人工知能を用いた兵器の開発が進んでいて、ロボットが敵と判断すれば攻撃や戦争を仕掛けるという恐ろしい現実の到来が空想ではなくなろうとしています。内戦やテロ、難民の問題も深刻です。そして、地球規模での気候変動は人類の生存すら脅かそうとしています。このようななか、自国第一主義や排他主義が高まり、世界は不寛容と対立、分断の方向に向かおうとしています。

ところで、「地球的課題」について考えてみたいと思います。地球的課題、すなわち平和問題は、一般に紛争やテロ、軍縮など狭義の意味での「平和」問題、飢餓や貧困などの「開発」問題、女性や難民、人種差別などの「人権」問題、そして「環境」問題の4つに分類することができます。平和学の父、ヨハン・ガルトウングは、平和を「暴力の不在」と定義しましたが⁴⁾、それにならえば、行為主体が明確な直接的暴力のない狭義の意味での「平和」が消極的平和、その他3つの問題の背景にある構造的暴力がない状態が積極的平和に該当するといつてよいかと思います。そして、これらの諸課題の解決が広義の意味での平和への道筋を意味するといえます。

本日のシンポジウムは人権がテーマですので、これらのなかの人権に焦点を当ててみたいと思います。人権問題については、先ほどヒューマン・ライツ・ウォッチの土井香苗代表が述べられたように、多種多様な問題がありますが、そのなかの一つで深刻な問題に難民問題があります。日本にいと難民問題といってもあまり実感がわかないかもしれませんが、国連難民高等弁務官事

務所（UNHCR）の発表によると、2019年末時点で紛争などで避難している難民は、過去最高の7950万人に上ります⁵⁾。近年のシリア内戦によるシリア難民の問題はご存じかと思いますが、スライドの真ん中の写真は、世界に衝撃を与えた1枚の写真です。シリアから家族と共に逃れてトルコからギリシャへ向かっていたボートが転覆し、乗っていたアイラン君（3歳）が母親や兄とともに溺れて亡くなり、その遺体を救助隊が抱いている写真です。本当に胸が痛みます。

子どもの人権については、5歳未満で亡くなる子どもの数は、年間520万人といわれます。サハラ以南のアフリカ地域では、子ども13人に1人が5歳の誕生日を迎える前に命を落としている現実があります（2019年現在⁶⁾）。また、18歳未満で軍隊もしくは武装グループの一員となって戦闘や後方での支援業務に従事する子ども兵は、世界38カ国で約25万人いるとされます⁷⁾。また、国際労働機関（ILO）が2017年9月に発表した報告書 "Global Estimates of Child Labour: Results and trends, 2012-2016" によると、世界の子ども（5歳～17歳）の10人に1人（1億5200万人）が児童労働に従事しているといわれています⁸⁾。

しかし、人権問題は決して遠い世界の問題ではなく、身近な日本にもあります。いわゆるジェンダーの問題です。ダボス会議を主催する「世界経済フォーラム」は2019年12月、「Global Gender Gap Report 2020」を公表し、そのなかで、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数を発表しました⁹⁾。この指数は、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示します。2020年の日本の総合スコアは0.652、順位は153カ国中121位。昨年の110位から11順位を下げ、過去最低で、G7の中でも圧倒的に最下位となります。日本の評価は、項目ごとに優劣がはっきりしており、とくに政治と経済分野での男女格差が大きいといえます。教育では、読み書き能力、初等教育（小学校）、出生率の分野では、男女間に不平等はみられないという評価で昨年同様世界1位のランクですが、経済分野での日本のランクは、賃金格差が67位です。それでもこれまでで最も高いのですが、労働力参加では79位、所得では108位といずれもかなり低いといえます。

しかし、最も低いのが政治分野で、閣僚数で139位、国会議員数でも135位とかなり低く、その他の項目でも50位以内に入った項目はゼロです。

2. 地球的課題と「人権」

ところで、ここで問いかねたいのは、これら人権問題は先に示した4つの平和問題の一つに過ぎないのかということです。狭義の平和の問題である戦争や紛争と人権について考えると、いうまでもなく戦争は最大の人権侵害です。人類が始まって以来、人類史は戦争の歴史といっても過言ではなく、戦争のなかった時期は300年程度ともいわれます。まさに人類史は、「戦争の文化」でもあったといえるかもしれません。20世紀に2度の世界大戦がありましたが、過去2000年の戦争死者数1億5千万人のうち1億2500万人が20世紀の戦争犠牲者で、民間人も多く犠牲になりました。その意味で20世紀は「戦争と暴力の世紀」でもありました。戦争の大規模化の要因には兵器の強大化があります。その背景には、17世紀から19世紀にかけてのヨーロッパにおける科学革命と産業革命があります。科学技術の発達は、確かに人類に大きな進歩と繁栄をもたらしたことはいうまでもありません。しかし、同時に人類を抹殺する兵器も生み出しました。それが核兵器です。スライドの写真は、世界終末時計といわれるものです。1947年にアメリカの科学誌『原子力科学者会報』(*Bulletin of the Atomic Scientists*)の表紙絵として誕生したもので、核戦争などによる人類の滅亡を午前0時になぞらえ、そこまで残り何分かを示すことで、現在の世界がどのくらい危ない状態なのかがわかるようになっています¹⁰⁾。今まで長針が最も0時に近づいたのは1962年のキューバ危機の時で、逆に最も0時から遠のいたのは1991年、米ソが戦略兵器削減条約に署名した時です。では、今年(2020年)1月現在、残り何分でしょうか。答えは100秒です。そのくらい危ないのです。

しかし、問題は科学技術そのものにあるわけではありません。科学は諸刃の剣であり、使い方によって善にも悪にもなりえます。問題はそれを扱う人間とその思想にあります。何に重要な価値をおくかであり、科学万能主義や物質至上

主義、市場万能主義に陥ったところに現代の混迷の要因があると考えます。このことを創立者は、「知識」と「智慧」の混同という現代文明の欠陥として指摘され、「知識を正しく統御し、活かしていくのは智慧の働きにある」¹¹⁾と述べられています。創大のブロンズ像の台座には、「英知を磨くは何のため 君よそれを忘るるな」との創立者の指針が刻まれています。この指針は、まさに「知識」と「智慧」の関係をいわれているように思えてなりません。

貧困の問題はどうでしょうか。現在、世界人口約77億人のうち¹²⁾、7億3400万人が1日1.90ドル未満の絶対的貧困にあるといわれます。これによれば、約10人に1人が絶対的貧困の状態にあるわけです¹³⁾。しかし、世界銀行は、本年10月7日、新型コロナウイルス・パンデミックの影響で、2021年までに絶対的貧困者が1.5億人増加する見込みであると発表しました¹⁴⁾。シャンパングラスの世界という話があります。国連開発計画（UNDP）が1992年、世界の所得分配を5分の1ずつ分けて描く図表を発表したのですが、その形が「シャンパングラス」に似ていることからそのように呼ばれ、貧富の格差を示すシンボルとなりました。この図表によれば、上に行くほど富裕層で下に行くほど貧困層であることを表していますが、最も裕福な上位1/5の人々の富が地球上の富の83%を所有し、最も貧しい1/5の人々はわずか1%の富しか有していないのです¹⁵⁾。もったいいえば、たったの62人の大富豪で全世界の半分の富を占めているのです。このような経済格差の背景には、グローバリゼーションの進展があるといえますが、貧困の問題は、人間の生存や生活に直接かかわる問題であり、経済的不公正はまさに人権問題であるといえます。

また、環境問題については、地球温暖化などの気候変動が海水温の上昇、海面上昇、洪水・干ばつ・酷暑などの異常気象、台風やハリケーンの巨大化、森林火災や生態系の変化など、気象や自然環境への影響をもちだけでなく、食糧生産や飲料水への影響、感染症の拡大、生活環境や経済システムの変化など、社会や経済にも大きな影響をもたらすようになってきています。これらもまさに人間の生存を脅かす意味で、本質は人権問題であるといってもよいと思います。しかし、それは人間だけが生き延びられればよいという意味ではもちろんありません。そもそもこのような環境問題を引き起こした要因は人間社会

の営みにあるわけで、人間自身も生態系の一部としてあらゆる生命体との共生が求められているといえます。そのうえで、私たちは持続可能な地球社会に生きる権利があるのではないのでしょうか。もっとも、諸問題を何でも人権問題として扱うことの是非はあるかもしれません。しかし、申し上げたいことは、あらゆる地球的課題を人間（の権利）の視点からとらえることが大切ではないかということです。

3. 人権思想の源流と国際社会における「平和」と「人権」

ところで、人権という概念、思想はいつどのように登場したのでしょうか。その背景として、ヨーロッパの近代におけるルネサンスと宗教改革があげられます。ルネサンスとは、14世紀にイタリアで始まり、やがてヨーロッパに広がった芸術上、思想上の革新運動で、神中心の中世文化から人間中心の近代文化への転換の端緒となりました。また、宗教改革とは、16世紀のはじめ、ローマカトリック教会の弊害に対してマルティン・ルターが改革を企て、プロテスタント教会を立てたキリスト教世界における革新運動のことです。そこから人間の尊厳、個人の尊厳という価値と思想が形成されていきました。そして、近代の人権論は、17～18世紀の自然権思想を基礎に確立していきました。自然権とは、人が生まれながらにして持つ権利のことで、人は自然状態、すなわち国家・社会が成立する以前に想定される人間の状態において自然権をもつと考えられました。その自然権を守るために、自由で平等な個人が互いに契約を結ぶことにより国家や政治社会が形成されると説きました。いわゆる社会契約説です。そして、創出された国家（政府）と市民の間で交わされた契約書ともいうべき憲法に政府が保護・尊重すべき自然権のカatalogとして規定されたのが人権なのです。

ところで、近代の国際社会において、人権はあくまで国家と国民の関係においてとらえられてきました。言い換えると、国際社会の問題としては認識されてこなかったわけです。それはなぜなのでしょう。そのことを考えるうえで、近代以降の国際社会の誕生と歩みについて簡単に振り返っておきたいと思

います。現在の国際社会の誕生はヨーロッパでの30年戦争（1618～48年）およびその終結にあたって1648年に開かれたウェストファリア講和会議にあるとされます。すなわち、30年戦争を契機に神聖ローマ皇帝およびローマ法王を頂点とした中世の封建社会が崩壊し、その後にヨーロッパに誕生したのが今日の国際社会の主要なアクターとしてその枠組みを構成する主権国家です。この主権国家からなる社会はまさに国際社会、すなわち国家間（inter-national）社会であり、このような社会（体制）を一般に主権国家体制ないしはウェストファリア・システムと呼びます。それが、18世紀後半に北米へ、19世紀初頭には中南米へと広がり、さらに19世紀半ばには中国や日本などアジアの国が仲間入りしていきます。最後に第2次大戦後に植民地支配から解放されたアジア・アフリカ諸国が参入して、現在の地球大での国際社会が完成しました。

しかし、その歴史は、人権概念を生み出した西欧が、同時に植民地支配を行ったという光と影の二面性を有しており、その意味で近代の歴史は欧米中心主義を色濃く反映しているともいえます¹⁶⁾。また、ウェストファリア・システムは、国家が主体の分権的な社会で上に立つ政府、権力がない社会であるがゆえに、構造的に闘争状態を内包しています。それが自国中心主義、自民族、自文化中心主義ともあいまって、「戦争と暴力の文化」を形成してきたともいえます。創立者は、このことについて、『文化帝国主義』の実態は、……五百年の長きにわたって続いてきた植民地主義——自分以外の文化を“野蛮”や“未開”と一方的に決めつけ、他民族の支配や収奪を正当化するイデオロギー——であり続けたことである。そこで、文化は平和とはおよそ程遠く、植民地侵略という暴力・戦争の、ある時は露払いを演じ、ある時はそれを下支えしながら、むき出しのエゴイズムをあたかもミッションのごとく粉飾してきた」と述べられています¹⁷⁾。そこにおける「平和」とは、国家間の争いがなく、秩序（order）が安定していることと考えられ、国際法も国家間の権限調整をおもな役割とし、各国はお互いに内政には干渉しないことが大原則とされました。したがって、国際社会において、先に述べた狭義の「平和」問題は国際社会の問題、すなわち国際問題でしたが、人権問題はあくまで国内問題であるとされました。そこにおいては、正義（justice）の問題は二義的なものとされた結

果、人権は国家主権の壁の中に埋没することになったのです¹⁸⁾。

4. 第2次世界大戦の教訓と世界人権宣言

しかし、第2次大戦の途上で人類史の闇ともいえる大事件が発生しました。ナチス・ドイツによるユダヤ人の大量虐殺（ホロコースト）です。この惨劇によって600万人ともいわれる人々が殺されたといわれます。このような悲劇を招いたナチス・ドイツの台頭の要因には、第1次大戦後、ドイツに科せられた莫大な賠償金や世界恐慌による経済的困窮、ヒトラーによる大衆の操作など様々な要因が指摘されますが、やはり国際社会が人権を国内問題として軽視したことがあったといえます。そこから得られた教訓は、人権を侵害する国は平和も破壊し、戦争を引き起こすということでした。つまり、人権は平和の不可欠の基礎であるということを歴史的教訓としてあらためて認識したのです。ここに「平和」と「人権」がようやく結びつくことになりました。このような第2次大戦を教訓に誕生した国連は、憲章第1条1項において国際の「平和」を、3項で人権の尊重を掲げました。もともと、当初は国連憲章とあわせて国際人権章典の作成を行うことを考えていましたが、さまざまな事情から国連憲章と人権章典を切り離し、その策定を経済社会理事会の付属機関である国連人権委員会に委ねました。そして、1948年12月10日、第3回国連総会において採択されたのが世界人権宣言です（賛成48、反対0、棄権8）。その起草には、人権委員会のメンバーであるエレノア・ルーズベルト、ルネ・カッサン、国連の初代人権部長を務めたカナダのジョン・ハンフリーら18カ国の代表が携わりました。また、おもに社会開発や人権問題を扱う総会の第3委員会にブラジル代表として参加したのが創立者とも対談をされたブラジル文学アカデミーのアタイデ総裁でした¹⁹⁾。この世界人権宣言の採択は、国際人権規約をはじめとするその後の多くの人権条約の作成や人権の国際的保障に大きな影響を与えていくこととなります²⁰⁾。

世界人権宣言は、すべての人間が生まれながらに基本的な人権をもっているということを国際社会として初めて公式に認めた宣言であり、「あらゆる人と

国が達成しなければならない共通の基準」です。国際法学者の芹田健太郎氏は、「重要なのは、これらの人々の多くが19世紀後半に幼少期を過ごすとともに、南アのボーア戦争やイギリスによるインドの植民地支配をはじめ、アメリカで起こった大恐慌や第2次大戦などを経験し、そうした激動の時代を生きてきた人たちであったということです²¹⁾」と述べていますが、世界人権宣言は人権の大切さを知る人々の苦難の経験とそれを守り抜かねばならないという熱い思いの結晶であったのです。宣言は、第1条（自由平等）で「すべての人間（human beings）は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳（dignity）と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」と規定しています。当初、男性の複数形を示す言葉でもある“men”という単語が使われていたようですが、人権委員会の女性委員だったインドのハンサ・メータが異を唱え、最終的に“human beings”という表現に変更されたといわれます。このエピソードにもみられるように、起草者の原体験に裏付けられた人権感覚と真剣な議論の末に生まれたのが世界人権宣言でした。この1948年という年は、偶然にも1648年のウェストファリアからちょうど300年にあたるわけですが、人権が国際社会の中核的な理念になったという意味において、私は歴史の転換点ともいえる年であると思います。

その後、世界は冷戦と植民地の独立という2つの出来事のなかで変化と発展を遂げ、人権面では公民権運動やアパルトヘイトの撤廃などを勝ち取っていますが、冷戦と植民地の独立のそれぞれに関連して登場した新たな人権について一言だけ触れておきたいと思います。ひとつは、核軍拡競争のなかで核のない平和な世界に生きる権利、すなわち「平和的生存権」が登場したことです。これは、人権としての平和、つまり平和を人権としてとらえる新たな概念でした。昭和32年9月8日に戸田城聖先生が「原水爆禁止宣言」で述べられた「われわれ世界の民衆は、生存の権利をもっております」との言葉は、この平和的生存権を述べたものです。また、植民地独立に伴って発生した南北問題と開発をめぐる、開発を人権の視点からとらえる「発展の権利」、さらにはそれに平和的生存権や環境権を加えた「第三世代の人権」という概念も登場しまし

た。これは、第一世代の人権（自由権）および第二世代の人権（社会権）がいずれも欧米の人権観であったのに対し、途上国側から提唱された新たな抗議概念の意味合いも含んでいたといえます。

5. 国際社会の変化——人権をめぐる2つの潮流——

さて、冷戦後、国際社会はどう変化したのでしょうか。3点あげたいと思います。第1に、冷戦終結は国家間の軍事的、イデオロギー対立の終焉を意味したわけですが、その結果、内戦やテロ、貧困、人権、難民、環境問題など脅威が顕在化し多様化しました。すなわち、軍事力だけでは対処できない諸課題が登場したことです。第2に、グローバリゼーションの進展です。その結果、西側世界の価値でもあった自由、民主主義、人権などの価値が普遍化する一方、自由競争によって貧富の格差が拡大するとともに異文化間の衝突や排外主義の台頭がみられるようになりました。第3に、地球市民社会が台頭したことで、市民や世論が国境を超えてつながり、NGOや市民社会の影響力が増大したことです。これらを背景に人権をめぐる2つの潮流がみられるといえます。ひとつは、人権の危機ともいえる状況が顕著になっていることです。たとえば、世界各地で深刻な問題を引き起こしている排他主義やヘイトスピーチ、最近ではBlack Lives Matterに象徴される根深い人種対立などの問題です。「フィルターバブル」(filter bubble)とよばれる現象も問題視されていますが、これはネット空間を通じて同じような考え方をもつ人々との一体感ばかりが増幅する現象を指します。その結果、多様性や共感が欠如し、人間の尊厳に対して障壁を設ける危険性が指摘されています。また、シリア難民の問題が世界的に取り上げられるなか、2016年に国連で「難民と移民のためのニューヨーク宣言」²²⁾が採択されました。「難民または移民を悪魔呼ばわりすることは、私たちが深く関わってきた全人類に対する尊厳と平等の価値を心の底から損ねている」との宣言は、難民・移民への非寛容がもたらす人道危機と社会の分断に警鐘を鳴らすものでした。

しかし、他方で「人権の主流化」ともいうべき潮流もみられるようになりま

した。冷戦の終結が人権や自由、民主主義的価値の普遍化をもたらしたことは先に述べましたが、その潮流を反映して内戦等の過程で発生した戦争犯罪が処罰されるようになりました。すなわち、これまで当然ともされてきた戦場での非人道的行為に対する不処罰の歴史に対し、旧ユーゴおよびルワンダでの戦争犯罪を裁く国際刑事法廷や国際刑事裁判所（ICC）にみられるように、法による正義の実現がようやく現実のものとなりました。また、国家主権との関係で賛否は分かれるものの、一国内で起きたジェノサイドや非人道的行為に対し、それを阻止するために軍事力を使ってでも介入すべきか否かという人道的介入や保護する責任の議論も交わされるようになりました。そして、いわゆる「人間の安全保障」の登場です。これは、1994年に国連開発計画（UNDP）が『人間開発報告書』²³⁾で述べたことを契機に国際社会に普及した概念です。その背景としては、脅威の多様化による国家の安全保障の限界という国際政治の観点、ドナー国の援助疲れ、経済成長中心の開発アプローチへの批判に対するUNDPからの回答という国際経済の観点、また、私対私の紛争の増加や国家自身による人権侵害の発生、破綻国家の増加など従来の国家による人権保障の限界といった（国際）法的観点などがあげられます。2003年に発表された『人間の安全保障委員会報告書』によれば、人間の安全保障とは、「人間の生にとってかけがえのない中枢部分を守り、すべての人の自由と可能性を実現すること」²⁴⁾とされ、「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」を2本柱とする概念です。その淵源は、1941年、米大統領ルーズヴェルトが述べた「4つの自由」にあるとされ、日本国憲法前文にも反映されています。人間の安全保障が目標とする価値は、生命、生活、そして尊厳であり、これらは人権のなかでも中核的な人権を指しているといってもよいかと思えます。

そのような潮流のなかで登場したのが2015年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）²⁵⁾です。すでにご存じの方も多いと思いますが、SDGsは2030年を年限とする17の目標と169のターゲットからなるもので、MDGs（ミレニアム開発目標）に続く国際社会の目標として採択されました。その特徴は、途上国だけでなく、先進国を含め、すべての国、また国だけでなく国際機関、企業、自治体、NGOや市民社会、教育機

関などすべてのステークホルダーが協力して取り組むという普遍性をもつ目標であり参画型である点。また、貧困や経済だけでなく、社会・経済・環境の3つに統合的に取り組むという点などが特徴といえます。ところで、このSDGsと人権はどのような関係にあるのでしょうか。たしかに、SDGsには「人権」という用語は決して多くは登場しません。明記されているのは、目標4.7の人権教育に関する部分ぐらいかもしれません。しかし、SDGsの内容はどれも「人が生きること」と関連しており、人権尊重の考え方がベースにあるといえます。たとえば、貧困、保健、教育などの目標は社会権の問題であり、目標16の司法や情報へのアクセスなどは自由権の問題であり、目標5のジェンダー平等や目標10、16の不平等の是正などは、差別に関する問題と密接に関係しています。また、SDGsが含まれている「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」では人権に数多く言及されており、「2030アジェンダ」前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒の能力強化を達成することを目指す」とあり、パラグラフ10では、「世界人権宣言、国際人権諸条約～にも基礎を置く」とあります²⁶⁾。

では、SDGsの目指すものは何でしょうか。それは、「誰一人取り残さない(No one will be left behind)」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現です。その根底にあるのが「人間の安全保障」の理念といってもよいと思います。それは、100人の地球村があったとして、99人が幸福であったとしてもたった一人が幸福でないとすれば、その社会は幸福ではないという思想です。そして、その一人の幸福のために99人が力を合わせて取り組む社会こそが人間の尊厳が輝く社会ではないでしょうか。そのような社会の実現は、現実には容易なことではないことも確かかもしれません。しかし、万人の幸福を目指して善を競い合う社会を構築するという理念と方向性において間違いはありません。

6. 創価教育の父・牧口先生と人道的競争

創価教育の父、牧口先生は、今から100年以上前にこのような社会像に言及

されているのです。それが「人道的競争」の理念です。牧口先生は、1903年に発刊された『人生地理学』において、「世界は『軍事的競争』『政治的競争』『経済的競争』から「人道的競争」の時代へと移らねばならない」といわれています。そして、人道的競争について、「その目的を利己主義にのみ置かずして、自己と共に他の生活をも保護し、増進せしめん」とすることであると述べられています²⁷⁾。これは win - win の社会であり、自他共の幸福を目指す社会です。そして、人道的競争に国家間の対立を乗り越える道があると強調されています。

創立者池田先生は、2006年の『国連提言』で牧口先生の言葉を引かれ、次のように述べられています。「『威服』から『心服』へ——現代的に言い換えれば、軍事力や政治力、または圧倒的な経済力をもって、他国を一方的に意のままにしようとしたり、強制的な形で影響を及ぼそうとする『ハードパワー』の競争から決別することです。そして、それぞれの国がもっている外交力や文化力、また人的資源や技術・経験等を駆使した国際協力を通して、自然とその国の周りに信頼関係や友好関係が築かれていくような、『ソフトパワー』による切磋琢磨をよびかけたのであります。こうした『人道的競争』、すなわち『ソフトパワー』に基づく影響力の競争が広がっていくならば、従来のような敗者の犠牲や不幸の上に勝者がある『ゼロサム・ゲーム』に終止符が打たれるようになるはずでありません。さらに、それぞれの国が、人類への貢献を良い意味で競い合う中で、地球上のすべての人びとの尊厳が輝く『ウィン・ウィン（皆が勝者となる）』の時代へ道が開かれていくはずであります²⁸⁾。その意味で、SDGs は人道的競争のモデルといえるのではないかと考えます。

その根底にある思想とは何でしょうか。創立者は、1996年、ホロコーストの歴史をとどめるために作られたサイモンヴィーゼンタールセンターでの記念講演で、その思想について言及されています²⁹⁾。「牧口の焦点は、「国家」ではなく、どこまでも、「民衆」であり、そして一人の「人間」であったのであります。」「彼の人権意識は、あまりにも深く、強かったのであります。」と。牧口先生は、当時の植民地主義、軍国主義の時代状況のなかで、世界の多くの民衆が苦しんでいる状況に胸を痛め、悪しき国家権力と戦われ獄死されました。そ

の意味で創価の歴史は人権闘争の歴史でもあったといえます。また、講演のなかでこのようにも述べられています。「創価」とは、「価値の創造」の意義があります。その「価値」の中心は、何か。牧口の思想は明快でありました。それは「生命」であります。(中略)「生命」の尊厳を守る「平和」という「大善」に向かって、挑戦を続け、いかなる困難にあっても、価値の創造をやめない——そうした「人格」の育成にこそ、「創価教育」の眼目があります。」。

7. 人権保障における非国家アクターと法の役割

それでは、人権の時代を創るために何が必要なのでしょう。まず、社会制度的な観点から考えてみたいと思います。ここまで近代以降の主権国家体制が戦争をはじめとするさまざまな問題を引き起こし、「戦争と暴力の文化」を形成する要因にもなってきたと述べました。しかし、人権の国際的保障がなされるようになったとしても、領域内の国民や外国人の権利を守り、人権を保障する一義的主体は国家であるという点において、国家が重要な役割を担っていることは確かです。その一方で、国家は人権の擁護者であるとともに侵害者にもなりうるという二面性をもっています。そこで、人権の享有主体であり、被侵害者にもなりうる非国家アクターおよび法の役割が重要になるといえます。そのためには、国連、法、そしてNGO・市民の役割が重要と考えます。これらは、グローバル・ガバナンスにおいて重要な3つとして創立者が示されたものでもあります³⁰⁾。

なかでも、市民社会の役割が一層重要になると考えます。冷戦後、NGO、市民、多国籍企業、地方自治体等、多様な非国家アクターの台頭がみられますが、このような変化は上からではなく、下からのボトムアップによる秩序構築であるといえるでしょう。1997年に締結された対人地雷禁止条約などは、NGOと市民社会が有志国家と連携して非人道的兵器を禁止する条約の成立をもたらした例といえます。さらに、2017年に採択された核兵器禁止条約³¹⁾も同様です。当条約は、本年10月24日に発効要件である50ヵ国の批准を達成し、明年2021年1月22日に発効することが決まりました。依然として核を保有する

国々や核の傘のもとにある国々の存在を考えれば、核廃絶の実現は一筋縄ではいかないことも確かですが、核兵器の違法性を明確に述べた条約の成立は、核のない世界へ向けての有志国家と市民社会の明確な意思表示であり、画期的なことであると思います。

8. 問題の本質と世界市民の育成

ここであらためて問題の本質はどこにあるのかについて考えてみたいと思います。創立者は、1993年、ハーバード大学での講演「二十一世紀文明と大乘仏教」において、つぎのように述べられています。「『民族』であれ『階級』であれ克服されるべき悪（中略）は、外部というよりまず自分の内部にある。ゆえに、人間への差別意識、差異へのこだわりを克服することこそ、平和と普遍的人権の創出への第一義³²⁾」であると。すなわち、人間の中にある差別を助長する“無意識の壁”をどう乗り越えるか、人権の思想的基盤をどう構築し、それを運動として世界に広げていくかが重要になると考えます。そのために重要となるのが教育、なかならず分断を乗り越える人権教育であり、世界市民の育成ではないでしょうか。パグウォッシュ会議の元会長で、核廃絶運動を推進したことでノーベル平和賞を受賞したロートブラット博士との対談で創立者は、「私もこれまで、ことあるごとに「国益」中心から「人類益」中心の思考へ、発想を転換することの重要性を訴えてきました。そのカギとなるのが、多様な価値観や文化を受容し理解するためのグローバルな「教育」です。「開かれた心」と「開かれた知性」による交流を通して、他者への理解と共感を育み、グローバルな視野を身につけていくことが大切です³³⁾」と述べられています。そして、ローマクラブ会長を務めたホフライトネル氏との対談では、「『人道の競争』とは、『人材育成の競争』です。そこでは教育が柱となる」とも述べられています。また、同対談では世界市民について、「世界市民とは『偏狭な国家主義・民族主義・差別主義』と闘う闘士の異名であり、『人類の連帯』を非暴力と対話によって築く人である」と定義されています³⁴⁾。さらに、1996年のコロンビア大学での講演では、世界市民の要件として、①生命の相関性を深く認

識し行く「智慧の人」、②人種や民族や文化の“差異”を恐れたり、拒否するのではなく、尊重し、理解し、成長の糧としゆく「勇気の人」、③身近に限らず、遠いところで苦しんでいる人々にも同苦し、連帯しゆく「慈悲の人」の3点を明確に示されています³⁵⁾。SDGsでも目標4に「世界市民教育」が明記されています³⁶⁾。

世界市民をめぐって牧口先生は、「郷土民」、「国民」、「世界民」という3つのアイデンティティーを示され、偏狭なナショナリズムを超えて、人類への忠誠心へと広げていくことの重要性を訴えられました。それは、自らが着用している毛織の服の原料がオーストラリア産であることを例に、誰人の生活も、世界の無数の人々の苦勞と結びついているとする「地球的相互依存性」の考えに基づいているともいえます。そして、他のために貢献し、自他ともに榮えていくという「人類共生の哲学」を訴えられました。

おわりに——「平和と人権の文化」を築くために——

おわりになります。このたびのコロナ禍をはじめとする地球的課題が提示する教訓とは何でしょうか。それは、自分だけの幸福や安全もなければ、自国だけの平和もないということです。つまり、自己の利益のみを追求する生き方は、自分のみならず、世界全体の平和と繁榮も実現しえないという事実です。その意味において、今こそ共生の哲学が求められているといえるでしょう。それを考えるうえで仏法思想は重要な視座を提供しています。創立者は、「一切衆生の生命に尊厳なる仏性を見いだす仏法は、いわば他者への生命への『尊敬』を通じて、人権の実現を目指しているのであります。ゆえに、自身の権利の主張にとどまらず、他者の人権のために行動することを促しております。それは義務ではない。自らの使命に生きゆかんとする『誓願』なのであります³⁷⁾と。すなわち、他者のために行動する重要性を示されているのです。それは、利他の精神にもとづく菩薩行、すなわち世界市民の実践であり、その行動の中にこそ、人間の尊厳が輝く「平和と人権の文化」が築かれると考えます³⁸⁾。そこには、一切の差異を超えて、自分と異なる者に対しても同苦しと献身

を惜しまない人間自身の変革が求められるといえます。近代以降、人権は権利と義務の法体系として発展してきました。それはもちろん大切なことです。しかし、権利と権利は時に対立や衝突をも伴います。これに「誓願の体系」を導入することにより、真の「人権文化」が花開くのではないのでしょうか。最後に私自身、次の創立100周年に向けて、世界の平和と人類の幸福へのさらなる貢献を目指す創価大学の一員として、世界市民の育成に全力で取り組んでまいりたいことを決意してお話を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございます(39)。

注

- 1) 創立者とチョウドリ氏は2003年と2006年の2度会見されているが、対談の内容は、アンワルル・K・チョウドリ／池田大作『新しき地球社会の創造へ——平和の文化と国連を語る』(潮出版社、2011年)として発刊されている。池田・チョウドリ対談をめぐっては、拙稿『『平和の文化』と人間の安全保障—池田・チョウドリ対談を読む—』『創価教育』第13号。
- 2) A/RES/53/243, 6 October 1999, *Declaration and Programme of Action on a Culture of Peace*.
- 3) ジョンズ・ホプキンス大の集計によれば、本稿執筆時点の2021年1月26日(日本時間27日)現在、新型コロナウイルスの世界全体の累計感染者数が1億人を突破し、死者数は215万人を超えた。
- 4) ヨハン・ガルトウング／高柳先男他訳『構造的暴力と平和』(中央大学出版部、1991年)参照。
- 5) https://www.unhcr.org/jp/global_trends_2019 (Accessed 26 January 2021)
- 6) <https://www.unicef.or.jp/news/2020/0202.html> (Accessed 26 January 2021)
- 7) https://www.worldvision.jp/children/poverty_16.html (Accessed 26 January 2021)
- 8) <http://www.ilo.org/tokyo/areas-of-work/child-labour/lang-ja/index.htm> (Accessed 26 January 2021)
- 9) https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2019/202003/202003_07.html (Accessed 26 January 2021)
- 10) 1989年10月号からは、核兵器からの脅威のみならず、気候変動による環境破壊や生命科学の負の側面による脅威なども考慮して、針の動きが決定されている。
- 11) 池田大作『池田大作名言100選』(中央公論新社、2010年) 165頁。
- 12) https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/33798/ (Accessed 26 January 2021)
- 13) <https://www.worldbank.org/ja/news/feature/2014/01/08/open-data-poverty> (Accessed 26 January 2021)

- 14) <https://www.worldbank.org/en/news/press-release/2020/10/07/covid-19-to-add-as-many-as-150-million-extreme-poor-by-2021> (Accessed 26 January 2021)
- 15) UNDP, *Human Development Report 1992*, Oxford University Press, 1992. それから30年近くを経た現在も最貧層20%が所得全体に占める割合は2%未満にとどまっている。 https://www.unic.or.jp/activities/international_observances/un75/issue-briefs/inequality-bridging-divide/ (Accessed 26 January 2021)
- 16) 大沼保昭『国際法』(ちくま新書、2018年) 37-50頁、『人権、国家、文明』(筑摩書房、1998年) 181-233頁参照。
- 17) 第25回「SGIの日」記念提言『聖教新聞』2000年1月26日。
- 18) 国際社会において、秩序 (order) と正義 (justice) がどのように考えられてきたのかについては、たとえば、篠田英朗「国際規範の歴史的・理論的検討 — 秩序・正義そして国家主権」『平和研究』26 (2001) 参照。
- 19) 対談の内容は、池田大作／A・アタイデ『二十一世紀の人権を語る』(潮出版社、1995年) として発刊されている。池田・アタイデ対談をめぐっては、拙稿「『世界人権宣言』70年 — 池田・アタイデ対談を読む —」『創価教育』第12号。
- 20) 世界人権宣言の意義については、ウィンストン・E・ラングレイ／中山雅司訳「『世界人権宣言』の意義」『東洋学術研究』第37巻第2号に詳しい。
- 21) 芹田健太郎「『世界人権宣言』の歴史的意義」『聖教新聞』2018年4月4日。
- 22) United Nations General Assembly (2016), *New York Declaration for Refugees and Migrants*, UN Document, A/71/L.1, 3 October 2016, www.unhcr.org/57e39d987 (Accessed 26 January 2021).
- 23) UNDP, *Human Development Report 1994*, Oxford University Press, 1994.
- 24) Commission on Human Security, *Human Security Now*, New York, 2003, p.4.
- 25) A/RES/70/1, 25 September 2015, *Transforming our world: the 2030 Agenda for Sustainable Development*.
- 26) <https://www.hurights.or.jp/japan/aside/sdgs/2018/10/sdgs-1.html> (Accessed 26 January 2021)
- 27) 牧口常三郎『人生地理学〈5〉』(聖教文庫、1980年) 182-183頁。村尾行一「『人生地理学』の先見性」『東洋学術研究』第43巻第1号、70-86頁。
- 28) 池田大作「世界が期待する国連たれ」『聖教新聞』2006年9月1日、2日。
- 29) 1996年6月4日、サイモン・ウィーゼンタール・センターでの記念講演「牧口常三郎 — 人道と正義の生涯」。
- 30) 池田大作／R・D・ホフライトネル『見つめあう西と東』(第三文明社、2005年) 156頁。
- 31) A/CONF.229/2017/8 (<http://undocs.org/A/CONF.229/2017/8>)
- 32) ハーバード大学講演「21世紀文明と大乘仏教」池田大作『二十一世紀文明と大乘仏教 — 海外諸大学講演集 —』(聖教新聞社、1996年) 22頁。
- 33) 池田大作／ジョセフ・ロートブラット『地球平和への探究』(潮出版社、2006年) 245頁。
- 34) 池田大作／R・D・ホフライトネル『前掲書』(注30) 120頁、123頁。

- 35) コロンビア大学講演「地球市民教育への一考察」(1996年6月13日)。
- 36) SDGs 目標4.7では、「2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。」とある。
- 37) 池田大作／A・アタイデ『前掲書』(注19) 172-173頁。
- 38) 人権と創立者池田大作先生の平和思想については、拙稿「人権概念を輝かせる池田 SGI 会長の平和思想 — 世界人権宣言はいかにして生まれ、発展したのか —」『第三文明』2018年12月号特別企画「世界人権宣言70周年 — 良識の証」。
- 39) 本稿は、創価大学創立50周年記念事業の一環として開催中のシリアルイベント「価値創造×SDGs」の第2回「価値創造×SDGs」Weekにおいて、2020年12月15日に行われたシンポジウム②(人権)「人道的競争の時代へ：『人間の尊厳』が輝く未来の創造」のなかで発表した内容をもとに原稿としてまとめたものである。